

火山災害対策編

第1章 災害予防対策

第1節 防災意識の高揚

災害発生時において、町全体が協力して円滑かつ効果的に災害対策活動が行われるよう、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

1 町民に対する防災意識の高揚

自らの身の安全は自らが守るということが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、噴火発生時には、長期の避難生活等が予想されることから、近隣の要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は町民に対し自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識及び火山に関する知識の普及啓発の推進

町は防災週間や防災関連行事等を通じ、町民、観光客、登山者等に対し火山災害の危険性を周知するとともに、その危険性だけではなく恩恵をもたらすことも理解しながら、火山を適切に恐れ、災害に備えるための正しい知識と技術を身につけられるよう、ビジターセンター等の案内施設や観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

(1) 普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- (ア) 火山防災講演会、出前講座等の開催
- (イ) 防災パンフレット、チラシ等の配布
- (ウ) 新聞、広報紙等による広報活動の実施
- (エ) 電話帳（NTTハローページ）における避難場所等の周知
- (オ) インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- (カ) 防災訓練の実施
- (キ) 防災器具、災害写真等の展示

イ 火山防災マップ等による普及啓発活動

町は、平成26年に作成した那須岳火山防災マップ及びハンドブックを防災関係機関と連携して、町民のみならず別荘利用者、観光客、登山者等に広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

ウ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町はインターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 普及すべき防災知識・技術及び火山に関する知識

ア 那須岳の成り立ちや歴史、文化

イ 那須岳の火山活動状況

ウ 火山災害発生時の心得

エ 避難経路、避難場所、避難手段

オ 火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害、二次的現象、噴火等発生の前兆現象）

カ 応急・救護方法

キ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検）

ク 気象庁の発表する火山情報の種類

ケ 要配慮者に対する対応

コ 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性

サ 避難生活時の心得 等

(3) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及啓発に努める。

ア 防災週間（8月30日から9月5日）

イ 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

3 防災に関する教育

(1) 職員に対する防災意識啓発

町長は、職員に対して火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

(2) 地域住民の防災知識

地域住民に対しては、住民1人ひとりが常に防災に関心を持ち、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、地域における自主防災組織の育成をはじめ、防災意識の普及啓発を推進する。

(3) 児童・生徒に対する防災教育

児童、生徒等に対しては、学校教育やその他学習会の中で、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどの火山防災の知識を普及させ、火山災害に対する教育の推進を図る。また、火山災害時は長期の避難が予想され、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動を通して、自助と共助の必要性を学び、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

4 地域防災の充実・ボランティア連携強化

(1) 自主防災組織の育成強化

町は、噴火警報が発表され、地域住民全てが早期に避難場所等安全な場所に避難する必要がある場合には、地域住民が組織的に連携した避難の実施及び避難の誘導や要配慮者に対する対応等を実施するうえで効果的である自主防災組織の結成の推進を図る。

(2) 消防団の育成強化

町は、火山災害発生時においては、救出救助・避難誘導等を実施するとともに、平常時においては、地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなど地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の組織の強化、維持に努める。

(3) 災害ボランティアの環境整備

町は、火山災害時においては、町民の避難生活が長期的に及ぶことが予想されることから、被災者に対して、きめ細やかな支援を期待できるボランティアの育成及び環境整備を促進するとともに、ボランティア団体等との連携強化を図る。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める場合には、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として那須町防災会議に提案することができる。

町は、那須町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、那須町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

6 企業防災の促進

(1) 避難確保計画

那須町地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表及び当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

資料 2－17 町内施設における避難促進施設指定状況

(2) 事業継続計画 (BCP)

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。

町は、事業継続計画(BCP)の作成又は更新に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

第2節 火山災害に強い町づくり

那須岳の火山活動は、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されるところから、町民の生命・財産を守るため、火山災害に強い町づくりを進める。

1 地理的条件

栃木県内には、4つの活火山（那須岳、日光白根山、高原山、男体山）がある。県の北東部、福島県との境に位置し、三本槍岳・朝日岳・茶臼岳・南月山など合わせて、那須火山群と総称している。中でも茶臼岳（標高1,915m）については、今も煙を吹き上げている。

那須火山の本源地である那須連山の面積は東西11km、南東25km、栃木・福島の両県にまたがっている。形成年代よりみても那須火山は沖積世の中頃から現代までの約49～50万年にわたり火山活動を続けてきたもので、その周辺には数多くの温泉が湧出している。

茶臼岳は過去においてたびたび噴火を起こし、1408～1410年の噴火では死者が約180名以上という記録がある。明治14年（1881年）に大きな噴火があったが、昭和になってから現在まで大きな噴火はない。

2 火山観測体制の整備

（1）気象庁及び関係研究機関等による観測体制整備

気象庁は、関係研究機関等による協力の下、那須岳の火山観測を行い、その成果を住民、登山者等及び関係機関に周知し、火山災害の予防に資する。また、必要に応じて、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努め、火山観測体制の充実強化を図る。

（2）火山観測の種類

観測の種類		那須岳
常時観測	火山性震動観測	地震計による観測
	表面現象の観測	・監視カメラによる観測 ・空振計により、火山噴火に伴う空気振動を観測
	地殻変動観測	・GNSSにより、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測 ・傾斜計により傾斜変化等の地殻変動を観測
機動観測	(調査観測)	①山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために 火山性震動の観測など観測体制を強化して行う観測 ②現地において実施する火山の熱の観測、地磁気観測、ガス放出量の観測、火山体の変形観測など
	(緊急観測)	火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測

(3) 観測システム概要

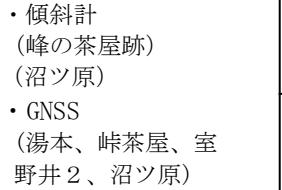
〈火山性震動の観測〉



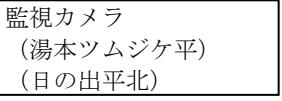
〈空気振動の観測〉



〈地殻変動の観測〉



〈表面現象の観測〉



国土地理院 GNSS

(那須2)

データ提供

防災科学技術研究所 地震計

(那須下郷、H西郷、那須甲子、那須湯本、那須大丸、
那須深山、那須板室)

東北大学 地震計

(南会津)

気象庁

(4) 栃木県那須岳火山噴火観測システムの整備

県（県土整備部）は、対策の必要性の高い活火山に対して、地域住民、観光客、登山者等の安全確保及び警戒避難体制の強化・拡充を図るため、火山活動の状況、雨量計、監視カメラ等の観測システムの整備・拡充を図る。

那須岳については、那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき観測態勢の整備を図る。

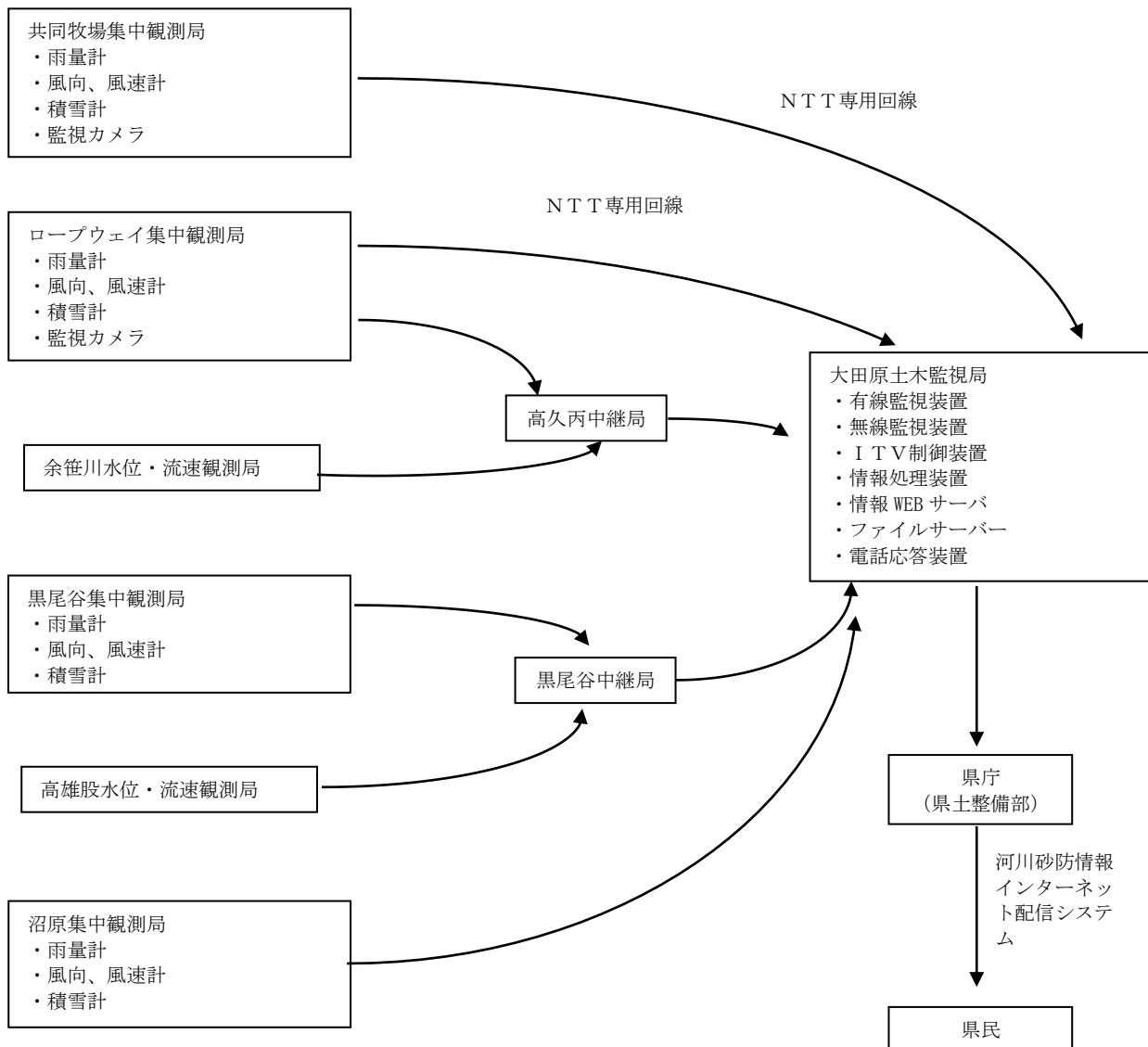
○那須岳火山噴火監視システムの概要

那須岳火山噴火警戒避難対策整備事業の中で、地域住民、観光客、登山者等の警戒避難体制の支援を図るため、静穏期の観測機器を設置している。雨量と風向、風速、監視カメラの画像は、インターネットでリアルタイム配信している。

〈機器構成〉

- ・大田原土木監視局
- ・監視カメラ、
- ・水位流速計、雨量計、積雪計、風向風速計
- ・情報伝達装置（インターネット等）

〈システム概要図〉



3 交通の強化

県、町及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて、安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

4 通信機能（防災行政無線）の促進

火山災害は、泥流や火碎流等のスピードが速いという特性があるため、短時間の内に、多数の住民や観光客、登山者等に情報や避難勧告等を伝達できる体制が必要となることから、町は、住民や観光客、登山者等に同報系を中心とした防災行政無線により情報の伝達を行う。

5 施設の整備

（1）応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、県、町及びその他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために不燃堅牢化を推進する。

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署）
- エ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、公民館）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）
- カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設
- キ 砂防施設

(2) ライフライン施設等の安全化

県、町及び公共事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

6 退避壕、その他の退避施設の整備

県、町はハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の落下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第3節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練等の対策を実施する。また、県、町及び関係機関は地域住民のほか、観光客や登山者等の安全を確保するための対策を実施する。

1 本町の火山災害警戒地域

「常時観測火山」のうち、周辺に住民や観光客、登山者等が存在する火山について、噴火による影響の範囲に係る県及び市町村を、特に警戒避難体制を整備すべき地域（火山災害警戒地域）として、活動火山対策特別措置法（以下、本節について「法」という。）に基づき内閣総理大臣が指定している。

本町の常時観測火山に係る火山災害警戒地域は表のとおりである。

常時観測火山	火山災害警戒地域	
	県	市町村
那須岳	栃木県 福島県	那須塩原市・那須町 下郷町・西郷村

2 火山防災協議会等の設置

火山災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

このため、火山災害警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置する。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象及び影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響の範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 「火山防災マップ」に関する事項
- (6) 県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (8) 住民、観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項
- (9) 火山防災意識の普及活動に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

なお、那須岳においては、火山防災協議会が設置されており、上記（1）～（5）の協議を経て火山防災マップ等を作成している。

資料2－1　那須岳火山防災協議会設置運営要綱

3 火山防災マップ等の周知

町は、県と連携し、地域住民のみならず、観光客や別荘所有者の安全確保を図るため、那須岳火山防災マップ及びハンドブックを積極的な広報活動等により、広く周知に努める。

また、効果的な火山防災マップにするため、関係機関連携のもと、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

4 関係機関及び機関相互の情報伝達の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、関係機関は連携し、隨時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

○気象庁の発表する火山現象に関する情報

火山情報	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時にとりまとめたもの	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて火山活動の状況や警戒事項について、定期的又は臨時にとりまとめたもの	毎月上旬又は必要に応じて発表
週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月一ヶ月の月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎月上旬に発表
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表	臨時発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表	随時発表

○降灰情報

火山情報	内 容
降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に発表。 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表。 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高等)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表。 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

○気象庁の発表する噴火警報・予報（那須岳：噴火警戒レベル運用火山）

種別	警報・予報	対象範囲	レベル (キーワード)	説明	
				火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 〈噴火警報〉	居住地区 及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
警報	噴火警報 (火口周辺) 〈火口周辺警報〉	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立ち入規制等
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であること留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立ち入規制等住民は通常の生活。 火口周辺への立ち入規制等

5 住民や観光客、登山者等への情報伝達体制

町は、地域住民や観光客、登山者等に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の勧告・指示等を速やかにかつ確実に伝達するため、本章第2節4のとおり、防災行政無線での伝達、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール、町や県で実施する登録制防災メール、火口周辺施設等を介した情報伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

6 地域住民等からの通報体制の確立

町は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、延滞なく町または警察、消防に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

7 警戒体制、避難計画等の整備及び住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

（1）町における警戒避難体制、避難計画の整備

- ア 法第6条に基づき町防災会議では、次の事項について町地域防災計画に定める。
 - (ア) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (イ) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項
 - (ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項

- (エ) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
 - (キ) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- イ また、アの内容及び避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難手段などを「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」に定めるものとする。なお、本避難計画は、今後の国の取組みや防災訓練による検証等を踏まえ、隨時、修正するものとする。

資料 2－18 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画

（2）住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

- ア 町及び県は、住民や観光客、登山者等に対し、当該警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について周知・啓発を行う。
- イ 町は、火山災害の危険性や防災上の必要な対応について周知・啓発を図るため、町地域防災計画に基づき、住民や観光客、登山者等に必要な防災情報を記載した火山防災マップを配布する。具体的には、紙による配布のほか、登山道や登山口周辺の集客施設への備え付けによる登山者・観光客への配布、インターネットによる公表などにより行うものとする。

（3）登山届等の提出の周知・啓発

町、県及び警察は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出及び携帯電話等による登録制防災メールについて周知・啓発を図るものとする。

また、登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等に努めるものとする。

8 交通規制区域の事前調査

火山災害時の輸送体制を確保するとともに、住民、観光客、登山者等の生命を守るため、警察は、県及び町と連携し、火山防災マップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火等各種事象が発生又は発生のおそれがある場合に、交通規制すべき区域について、事前に調査しておく。

9 避難体制の整備

（1）避難場所等の指定（那須岳噴火を想定した指定避難所）

町は、風水害や地震時の緊急避難場所及び避難所との区別を明らかにし、指定緊急避難場所（以下「避難所」という。）の指定を行うこととするが、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会等における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた施設又は場所を選定するよう努める。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難経路の指定について検討するものとする。

（2）地域住民への周知徹底

町、県及び警察は、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとする。特に、以下の点に留意して周知を行うものとする。

- ア 緊急避難場所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること
- イ 一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること

- ウ 他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- エ 長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に戻ることができないことがある

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 避難実施・誘導体制の整備

火山災害時には被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動において支援を必要とする避難行動要支援者に対しての対策の強化を図る。

このため、町は、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

(4) 避難所管理・運営体制の整備

火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

○水蒸気噴火のおそれがある場合

避難所名	住所	電話番号	収容地区名
高原公民館	湯本 199-14	76-2027	湯本本町、大町、見晴町、旭町、元湯町、奥那須、川向町
那須小学校	湯本 201-1	76-2027	東町、那須高原、占勝園、西町、湯本仲町
旧室野井小学校	高久乙 3371-3	-	上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、六斗地、横沢、遅山町、ロイヤル
那須中学校	高久丙 1-1	78-0520	喰木原、広谷地、守子、伊藤台、一つ樅
田代友愛小学校	高久乙 196-3	62-1803	大日向
那須高原小学校	高久丙 1482	76-2491	池田、ロイヤルバレー、小深堀
旧大沢小学校	高久丙 2799-6	-	大沢、大深堀、北沢、大谷
学びの森小学校	大島 18-1	72-0140	大島、中原

○マグマ噴火のおそれがある場合

避難所名	住所	電話番号	収容地区名
スポーツセンター	寺子乙 2516-36	72-5959	湯本本町、大町、見晴町、旭町、東町
文化センター	寺子乙 2567-10	72-6565	那須高原、占勝園、西町
ゆめプラザ・那須 (保健センター)	寺子丙 4-70	72-5858	元湯町、奥那須
那須町ゆうゆう センター	寺子丙 4	72-5133	湯本仲町、川向町
那須中央中学校	寺子丙 92	72-0059	上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、六斗地、横沢、遅山町、ロイヤル
那須高等学校	寺子乙 3932-48	72-0075	喰木原、大日向、広谷地、守子、伊藤台、
黒田原小学校	寺子乙 3968-1	72-0004	池田、ロイヤルバレー、小深堀、一つ樅
旧朝日小学校	豊原丙 1340	-	大沢、大深堀、北沢
学びの森小学校	大島 18-1	72-0140	大島、中原

10 登山者・観光客・別荘利用者保護対策

(1) 登山規制・立入規制時の対策

町は、観光客・登山者等に対し火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について火山防災協議会等で関係機関と協議して

おくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

(2) 観光客・登山客・別荘利用者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また、予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘利用者の安全確保を図るため、町は周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るために、日本語以外の火山防災マップ、パンフレット等について作成するよう努める。

(3) 別荘地区における対策

町は、別荘利用者に対する安全確保を図るために、火山防災マップや避難場所等・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、火山情報の発表や避難勧告・指示等の重要な情報を別荘地区に対して速やかに伝達が行える体制の整備に努める。また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、別荘管理会社等と連携を図る。

1.1 火山防災訓練の実施

(1) 火山防災訓練の実施

町は、県、消防機関、警察、自衛隊やライフライン関係機関などの防災関係機関と協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、火山情報伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、観光客、登山者等も含め、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び県は、訓練を行うに当たっては、火山防災マップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制・火山防災マップ等の改善を行うよう努める。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

那須岳の噴火の可能性がある場合に、被害の軽減と迅速な災害応急対策を実施するため、町は活動体制を計画し、県、防災機関と相互に連携して火山防災体制を確立する。

1 町の活動体制

那須岳の火口周辺警報（噴火警戒レベル2～3）、噴火警報（噴火警戒レベル4～5）が発表され、那須岳の噴火のおそれがある場合において、災害対策を迅速かつ的確に進めるべき必要な職員の活動体制を確立する。

（1）災害警戒本部の設置（警戒体制）（火口周辺警報（噴火警戒レベル2、3）が発表）

宇都宮地方気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル2、3）が発表された場合、町は火山災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- ア 火山活動に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 関係機関等への情報の伝達
- エ 災害応急対策の検討

資料3－1 那須町災害警戒本部設置要綱

（2）災害対策本部の設置（非常体制1、2）（噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発表）

宇都宮地方気象台から噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発表された場合、町は災害対策本部を設置し、次の措置を講じる。また、那須岳が噴火した場合は、全職員をあげて災害応急活動を実施する。

- ア 火山活動に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 関係機関等への情報の伝達
- エ 住民への応急対策等の情報の伝達
- オ 災害応急対策の実施

資料3－2 那須町災害対策本部条例

○那須岳噴火における配備体制

火山情報	配備の種類	火山の情況	体 制	対 応
噴火警戒 レベル2、3	警戒体制	異常現象の発生や噴火警報（噴火警戒レベル2、3）が発表されるなど噴火（爆発）が予想され、警戒態勢を必要とするとき	火山に関する情報の収集、関係機関との連絡調整その他の処置が円滑に実施しうる体制	災害警戒本部を設置して、情報の収集に努め、関係機関と連携し、災害応急対策について検討する。

火山情報	配備の種類	火山の情況	体制	対応
噴火警戒 レベル4、5	第1次非常体制	噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発表され、噴火（爆発）により人的及び物的被害の発生の恐れがある場合又は軽微な被害が発生し、警戒体制を必要とするとき また、引き続き恐れがあるとき	被害情報の収集・応急対策その他所要の処置が円滑に実施しうる体制	災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を実施する。
	第2次非常体制	大噴火（爆発）が発生した場合 被害が重大と認められるとき	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	災害対策本部を設置し、全職員による災害応急対策を実施する。

（3）休日又は勤務時間外の体制

日直者又は防災担当者は、消防本部その他からの通報により火山活動の情報が入ったときは、直ちに総務課長に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて関係課長に連絡する。

2 災害対策本部の設置

那須岳の噴火の恐れがあり大規模な災害発生の恐れのある場合で、災害の応急対策の必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、次の基準により那須町災害対策本部を設置する。

（1）設置の基準

那須岳噴火により広範囲な地域にわたる災害が発生する恐れがあるときは、災害対策本部を設置し、災害応急活動を実施する。

- ア 噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発令され、噴火の恐れが発生したとき
- イ 噴火警報（噴火警戒レベル2、3）が発令され、総合的な火山防災対策を講じる必要があるとき
- ウ 前各号のほか特に必要があるとき

（2）設置の決定

災害対策本部の設置は、町長が決定する。また、噴火警報等が発表された場合に、町長から設置についての命令指示等を受けることが不可能な場合には、次の定めにより災害対策本部を設置する。

- ア 町長が不在の場合は、副町長の命により災害対策本部を設置する。
- イ 副町長が設置の決定を下すことができない場合は、総務課長の命により災害対策本部を設置する。

（3）設置場所

災害対策本部の設置場所は那須町役場（本庁）内とするが、災害の発生状況及び被害状況によって適宜な場所に設置する。

3 災害対策本部の組織・運営

災害対策本部の組織・運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節に準じる。

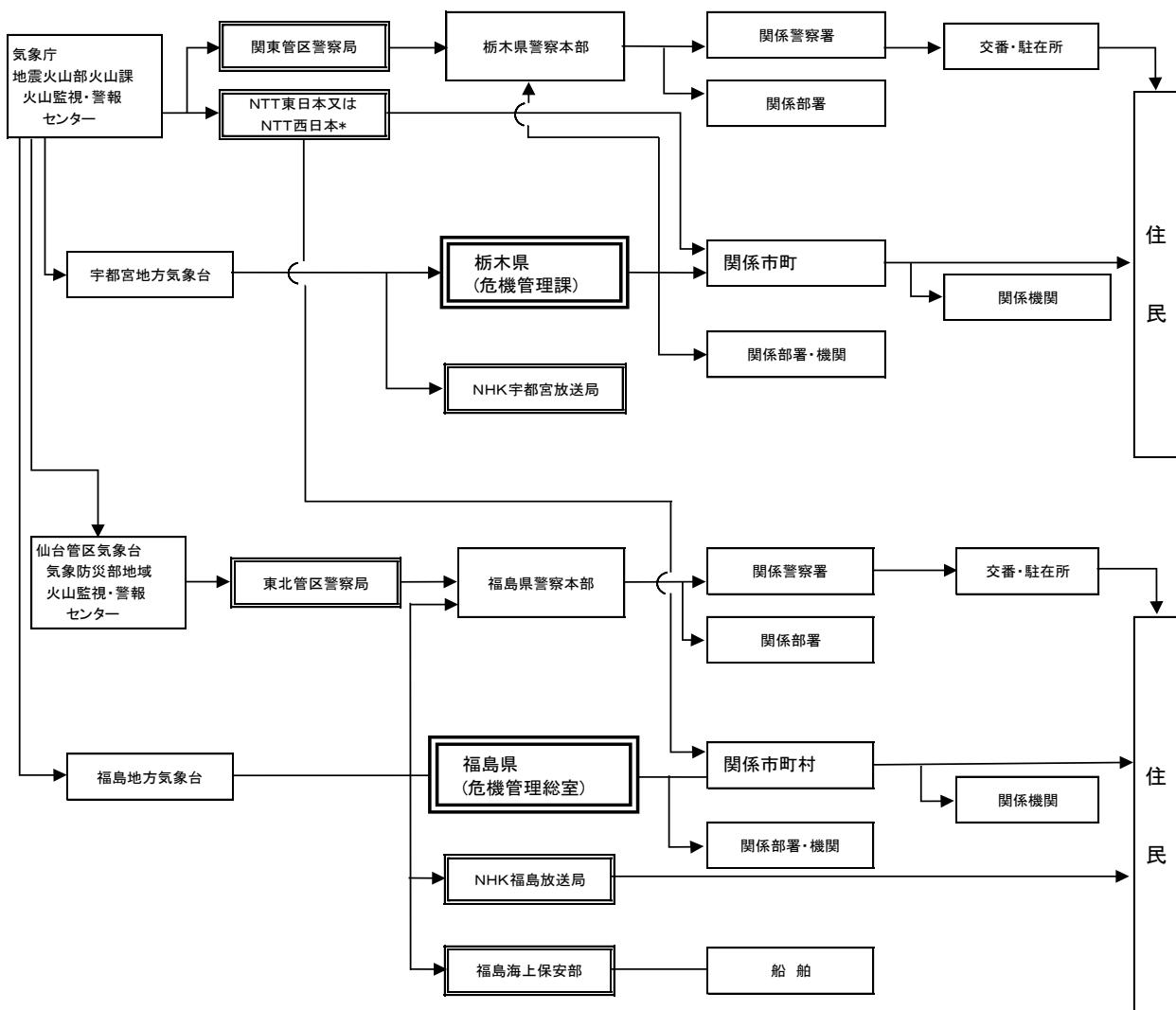
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

火山現象に関する災害から地域住民の生命、身体、財産を保護するため、町は県、関係機関と緊密な連携のもと、迅速な火山情報の収集・伝達に努める。

1 火山災害に関する情報の収集・伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、噴火警報・予報の発表があったときは速やかに関係機関に伝達し、その周知に努める。
- (2) 県は、宇都宮地方気象台から噴火警報・予報の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して探るべき措置等を関係機関に伝達する。
- (3) 町は、県から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その伝達を受けた事項について防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メール、火口周辺施設等を介した情報伝達手段等により関係機関や住民、登山者等に伝達する。

○噴火警報・予報の伝達系統図



資料3－7 那須岳火山防災情報系統図

2 異常現象発見者の通報

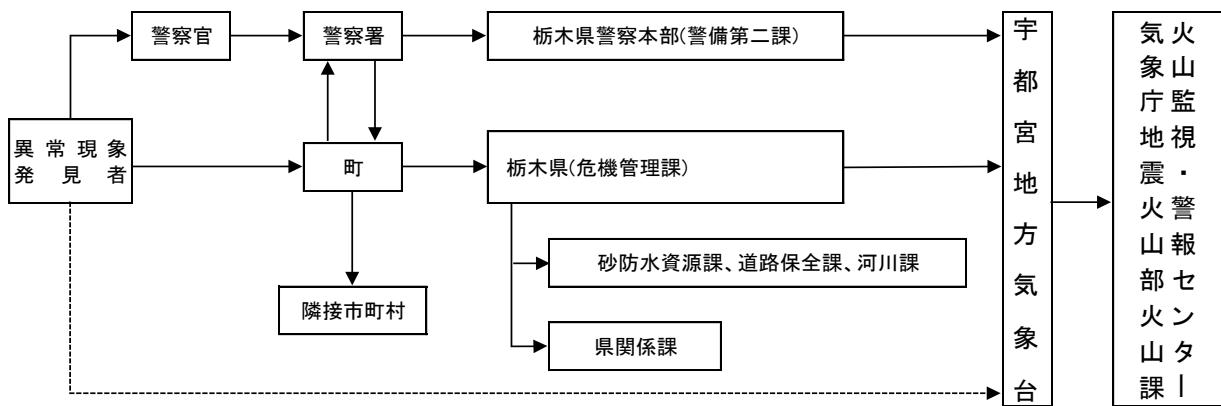
- (1) 次のような異常現象を発見した者は、町又は警察官に通報する。なお、これにより難い場合に

は、宇都宮地方気象台に通報する。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流等）やそれに伴う地形の変化
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
- エ 噴気孔の新生・拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
- オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
- キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発砲、温度の上昇、魚類の浮上等

（2）異常現象発見者から通報を受けた町又は警察署は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

○異常現象発見者からの情報伝達系統図



3 災害情報の収集・伝達

（1）災害情報の収集・伝達

ア 町及び県、警察署は、宇都宮地方気象台から火山警報の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

（ア）町、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

（イ）県の情報収集

- a 栃木県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 町は、火山災害により町の区域内で栃木県火災・災害等速報要領の既報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

ウ 宇都宮地方気象台は、異常現象発見者からの通報を受けた場合は、必要により気象庁全国火山機動観測班に緊急観測を要請する等、火山現象の把握に努める。

（2）災害情報の広報

県、町は、噴火警報の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客、登山者等に対する周知に努める。

4 火山災害に関する通信確保対策

噴火警報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水雪対策編第2章第3節に準じる。

第3節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、町及び県は防災関係機関と連携して避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに避難所での生活支援を行う。

1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

(1) 避難の準備

町は、火口周辺警報(レベル3)が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報(レベル4)が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかけるものとする。(第1章第3節4の表を参照)

(2) 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

町長が行う避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節を準用する。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定を行うものとする。

(3) 避難の勧告等の基準

町長が発令する火山災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、観光客、登山者及び滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

- ア 気象台から噴火警報が発表され、避難を要すると認められるとき
- イ 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- ウ 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- エ 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- オ 避難経路を断たれる危険があるとき
- カ 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき
- キ 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき
- ク その他特に必要があると認められるとき

(4) 登山の規制等の実施

町は、関係機関と連携し、避難の勧告、指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

2 避難誘導

(1) 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、町は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- ア 防災行政無線(同報系)による伝達
- イ 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話、緊急速報メール、登録制防災メール等による伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

(2) 滞在者への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、町は、住民に周知を図ると同様に、観光客、登山者、別荘利用者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

(3) 避難経路

町は、火山防災マップや噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で、町の地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

住民等の避難経路については、避難対象地区ごとの避難対象人員数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート（緊急退避・緊急下山）についてあらかじめ定めるものとする。いずれの場合においても、避難経路については看板やパンフレット等で事前の周知を図るものとする。

(4) 避難の誘導

ア 住民・滞在者の誘導

避難の勧告、指示を実施したときは、町は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう誘導する。滞在者に対しても、避難が確実に行われるよう誘導について配慮するものとする。町は、遠く離れた避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。また、避難誘導にあたっては特に避難行動要支援者の避難に配慮する。

イ 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(5) 避難者情報の収集

町は、住民・滞在者に対し避難の誘導を実施したときは、避難者名簿を作成するなど、関係機関と連携して避難者名等の情報収集を行うものとする。特に滞在者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、救助者名簿等との照合も併せて行うものとする。

3 避難施設

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、火山災害が発生した際に、住民が災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間避難生活を送るための指定避難所とをそれぞれ指定しておくものとする。

(2) 避難所の開設

ア 町は、火山災害により家屋等に被害を受け又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。

イ 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じて、あらかじめ定めた施設において、避難所の速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。避難行動要支援者については、必要に応じて、介護機能を備えた福祉避難所等に収容する。

ウ 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

エ 町は、避難所を開設した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所

(イ) 収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) その他必要な事項

オ 避難所での必要な物資等については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編に準じ、確保及び供給することとする。

4 応急仮設住宅等

県及び町は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第20節（住宅応急対策）に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

5 避難行動要支援者への生活支援

県及び町は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節（避難対策）に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

第4節 救急・救助、医療及び消火活動

火山災害による人的被害があった場合、町及び県は防災関係機関と連携して、救急・救助、医療及び消火活動を行う。

1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節に定めるところに準じて行うものとし、火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防本部、消防団その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を、関係機関との協議のうえ定めることとする。

- (1) 天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
- (2) 再噴火に対する避難方法
- (3) 必要な資機材及び救出方法

2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第9節に定めるところに準じて行う。

3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節に定めるところに準じて行う。

4 要救助者及び被災者情報の収集

(1) 要救助者情報

町は、住民・滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成するなど、要救助者名等の情報収集を行う。

(2) 被災者情報

町は、住民の安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に滞在者の安否確認については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行うものとする。また、これらの被災者情報について県及び他市町村、関係機関との情報共有に努めるものとする。

5 町域を超えた救急・救助活動

町及び県は、本節に掲げる活動にあたり町域を超えた救助が必要と判断した場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節に定めるところに準じ、県、市町、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等が連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第5節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、関係機関は連携して火山災害の各段階に応じて緊急輸送対策を実施する。

1 実施体制

被災者の輸送は、原則として町が行うものとする。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

火山災害時の緊急輸送活動については、本節に定める他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第10節（緊急輸送活動）を準用する。

2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

（1）交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用のカメラ等あらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

（2）交通規制の実施

ア 火山災害の発生が予想されるとき

火山防災マップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの物流を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

イ 火山災害が発生したとき

上記（1）に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。また、火山活動の拡大の状況に応じ、火山防災マップ等により危険が予想される区域への侵入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。規制区域が、高速道路、国道等、物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

3 町の対応

- （1）町は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。
- （2）町は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

第6節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、関係機関は、火山灰等の障害物対策を実施する。

1 農林水産業対策

(1) 実施体制

町は、県及び農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

(2) 農林水産業対策

町は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

ア 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。

イ 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること

ウ 果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。

エ 野菜・花きは散水・水洗いを行い火山灰の除去を図ること。

オ 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。

カ 畜産業者は、放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、降雨により火山灰を落としての収穫に努めること。

キ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。

ク 倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除の徹底に努めること。

2 住宅等の降灰対策

(1) 火山灰の除去

町は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等については必要に応じ、近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかけるものとする。

(2) 集積場所の確保

町は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

第7節 広報活動

火山災害時に、被災地の住民及び観光客に迅速かつ的確な情報を提供し、町民生活の安心確保を図るため、県、防災関係機関と相互に連携して町民のニーズに対応した広報活動を行う。

1 広報の実施

火山災害時には、県及び関係機関と連携し、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- (1) 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者生活再建支援に関すること
- (11) 復旧・復興計画に関すること
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) その他必要な事項

2 広報の方法

町は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、県と相互に連絡をとりあうものとし、概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。また、高齢者、障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。なお、広報に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

- (1) 火山活動の状況
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 復旧・復興計画
- (5) 義援物資、義援金の取扱い等
- (6) ボランティアの募集状況

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧又は、さらなる強い町土づくりを図るための計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

1 基本方向の決定

(1) 実施体制

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧又は、さらなる災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画的復興について早急に検討する。

なお、火山活動が継続中の場合であっても、火山活動や被災状況を総合的に勘案し、必要と認めたときは、復旧・復興の段階に移行又は応急対策と並行して復旧・復興活動を実施する。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

町及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じて、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

2 迅速な原状復旧

県及び町その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。
- (3) 降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。
- (6) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時避難施設の整備を行うこと。
- (7) 火山災害の状況に応じて、融雪型火山泥流、土石流対策等、適切な安全確保策を講ずること。
- (8) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めること。

3 計画的復興の推進

(1) 復興計画の策定

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

(2) 復興計画策定上の留意事項

- 復興計画の策定にあたっては、風水害等対策編第3章第1節に定める他、次の点に留意する。
- ア 必要に応じて、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
 - イ 火山活動が継続中の場合にあっては、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
 - ウ 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を利活用するための保全等について、住民と火山の共生に配慮すること。

第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、県、町、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号。以下、本節において「活火山法」という。）に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

（1）降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の噴火に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。（活火山法第23条）

○降灰防除地域内の下表のような事業について国庫補助等の措置を受けることができる。

対象者	対象事業等	補助等の内容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し又は軽減するための事業経営上の施設・設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう必要な措置

（2）被害農林漁業者に対する資金の融通

国、地方公共団体は、避難施設緊急整備地域（本節第2参照）及びその周辺で火山の噴火により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする（活火山法第21条）。

2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、活火山法に基づく次のような事業がある。

（1）避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の噴火により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれのある地域であって、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、内閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。

（活火山法第13条）

（2）避難施設緊急整備計画の実施

ア 避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。

同計画は、次の事項について定める。同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、町が実施する。

- (ア) 道路の整備に関する事項
- (イ) 広場の整備に関する事項
- (ウ) 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項
- (エ) 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
- (オ) その他政令で定める事項

イ 補助等

- (ア) 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

- (イ) 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。